○農林水産省告示第八百三十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、有機飼料の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百七号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年四月二十七日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政事務所の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の有機飼料の日本農林規格により格付の表示が付された有機飼料については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百三十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、有機畜産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年四月二十七日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政事務所の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の有機畜産物の日本農林規格により格付の表示が付された有機畜産物については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百三十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第十条第一号の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成十二年七月十四日農林水産省告示第千五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月二十七日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十条第四号の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月二十七日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第十条第二号の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第二号の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準（平成十二年七月十四日農林水産省告示第千七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月二十七日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十条第四号の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の有機農産物加工食品に係る農林水産大臣が定める基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月二十七日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十一号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第六十一条第四項第十号及び第十九号並びに第五項第二号並びに第六十七条第二項第十六号及び第二十五号並びに水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第八十五条第八号及び第八十八条第二項第十六号の規定に基づき、農業協同組合法施行規程（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号）及び水産業協同組合法施行規程（平成二十年二月二十八日農林水産省告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（農業協同組合法施行規程の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「掲げるリース物品等」を「規定する機械類その他の物件」に、「規則第六十一条第四項第十号イからハまでに掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて行われる」及び「規則第六十七条第二項第十六号イからハまでに掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて行われる」を「法第十条第二十三項第一号に掲げる」に改め、同条第二項中「掲げるリース物品等」を「規定する機械類その他の物件」に、「この条」を「この項」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「規則第六十一条第四項第十号イからハまでの要件のいずれも満たす契約に基づいて行われる」を「法第十条第二十三項第一号に掲げる」に、「規則第六十七条第二項第十六号イからハまでの要件のいずれも満たす契約に基づいて行われる」を「同項第一号に掲げる」に改める。

第三十三条第六号及び第三十五条第二号中「物品若しくは」を削る。

（水産業協同組合法施行規程の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「掲げるリース物品等」を「規定する機械類その他の物件」に、「同号イからハまでに掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて行われる」を「法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　平成二十三年十月十一日農林水産省告示第千九百六十九号（農業協同組合法施行規程の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

制定文中「農業協同組合法施行規程」の下に「（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号）」を加える。

第六条第三項の改正規定中「をいう」を「リスク減殺効果をいう」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　九五二円（本体　九二〇円）　（配送料別）